

# 西宮市障害者雇用奨励金のご案内

西宮市は、**障害者の長期雇用の促進**を図る目的で、障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた**事業主**に対して、**奨励金を交付**する制度を設けています。

～．

## 【西宮市障害者雇用奨励金制度の概要】

①1年以上西宮市内に居住している障害者をハローワークの紹介により継続して雇用する労働者として市内の事業所に雇い入れ、奨励金の交付終了後において、引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる事業主。

+

②雇い入れの日の前日から起算して6ヶ月前の日から1年を経過した日の間において、当該事業所で雇用する労働者（障害者を含む一般労働者）を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主。

+

③当該事業所の労働者（障害者を含む一般労働者）の離職状況及び交付対象障害者の雇い入れに対する賃金の支払状況を明らかにする書類を整備している事業主。

+

④国の特定求職者雇用開発助成金を支給された事業主。

①～④の条件を満たすと

奨励金を交付

### ◎交付額（一人当たり）

#### 中小企業事業主

障害者・・・月額10,000円（上限24ヶ月分 240,000円）

重度障害者等・・・月額10,000円（上限36ヶ月分 360,000円）

#### 大企業事業主

障害者・・・月額10,000円（上限12ヶ月分 120,000円）

重度障害者等・・・月額10,000円（上限18ヶ月分 180,000円）

※ 中小企業事業主とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

### 【お問合せ先】

西宮市役所 労政課 雇用労働チーム

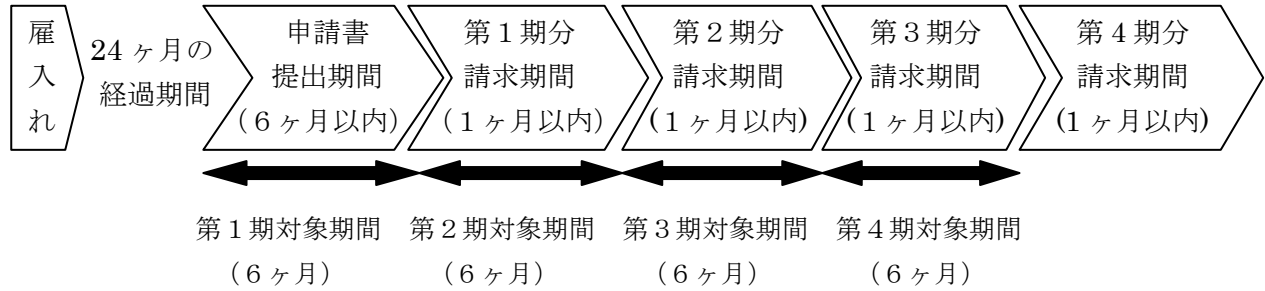
TEL 0798-35-5286

FAX 0798-34-2888

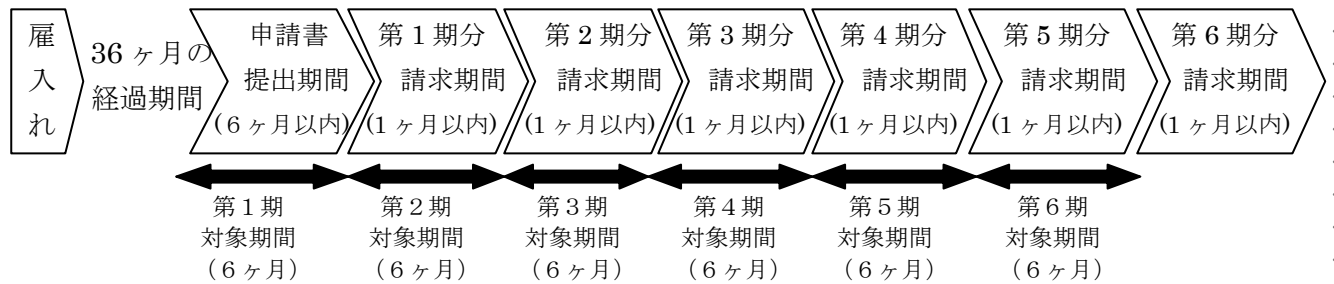
【交付までの流れ】※「雇入れ日」…国の特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書の雇用年月日

《中小企業事業主》

◎障害者の場合・・・交付期間は、雇入れ日の翌月から、24ヶ月経過後の24ヶ月間

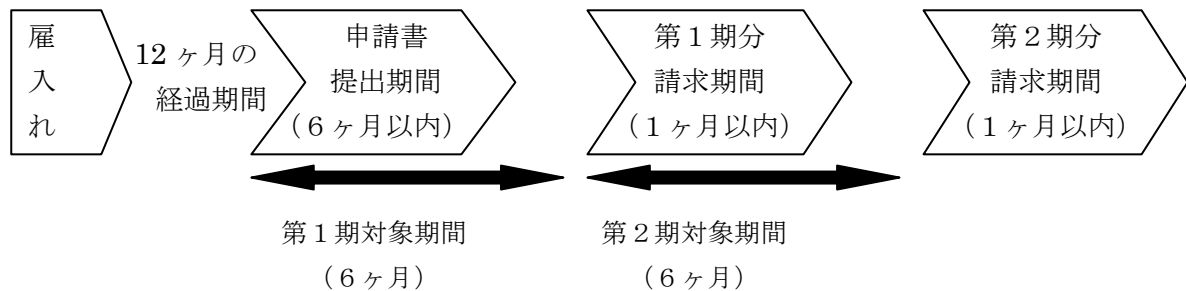


◎重度障害者等の場合・・・交付期間は、雇入れ日の翌月から、36ヶ月経過後の36ヶ月間

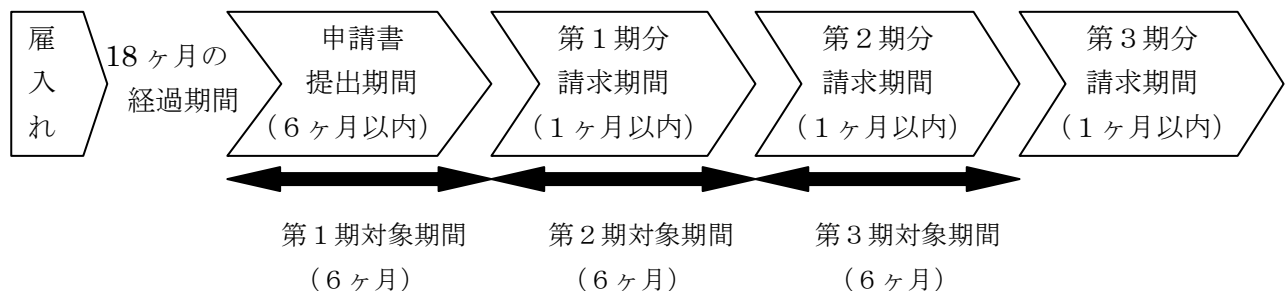


《大企業事業主》

◎障害者の場合・・・交付期間は、雇入れ日の翌月から、12ヶ月経過後の12ヶ月間



◎重度障害者等の場合・・・交付期間は、雇入れ日の翌月から、18ヶ月経過後の18ヶ月間



◇◇◇当制度に関する詳しい説明は、下記までお問い合わせください◇◇◇

西宮市役所 労政課 雇用労働チーム

西宮市松原町2-37  
勤労会館1階

TEL 0798-35-5286

FAX 0798-34-2888

